

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下、新関空会社）、関西国際空港土地保有会社（以下、土地保有会社）及び中部国際空港株式会社（以下、中部会社）に係る法人事業税の外形標準課税である資本割の課税標準について、特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>・特例措置の内容 新関空会社及び土地保有会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定について、各事業年度の資本金等の額に6分の5を乗じた額を控除する。 中部会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定について、各事業年度の資本金等の額に3分の2を乗じた額を控除する。</p>		
関係条文	地方税法附則第9条第4項、第5項		
減収見込額	<p>[初年度] - (関空▲2,530、中部▲285) [平年度] - (関空▲2,530、中部▲285) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 <u>○新関空会社及び土地保有会社、○中部会社</u> 関西国際空港（以下「関空」）及び中部国際空港（以下「中部空港」）は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。</p> <p>関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成24年7月1日に実施された関空・伊丹（以下「両空港」）の経営統合後においては、関西国際空港株式会社は土地保有会社となり、関空の空港用地を保有・管理し、新関空会社に貸し付けることとなり、また、同社は空港用地に係る多額の債務を償還している。</p> <p>土地保有会社の資本金は、空港建設の実施に伴う工事負担金等であり、その性質及び目的が他の課税法人と明らかに相違し、これら全てを課税することは適当ではないことから、関空会社であった時から措置されていた、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。</p> <p>新関空会社は関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るため、両空港を一体的かつ効率的に設置・管理することを目的として設立された法人であり、その資本金については、経営統合法に基づき、国がその全額を政策的に出資したものであり、かつ、国が常時発行済株式総数を保有することが義務付けられていることに鑑み、引き続き、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。</p> <p>新関空会社については、平成28年度よりコンセッションを実施しており、負債も着実に返済しているものの、未だに約6,700億円もの有利子負債を抱えていることから、少なくとも現行期間の延長は必要である。</p> <p>中部会社については、平成19年6月22日に「規制改革のための3か年計画」として完全民営化の方針が閣議決定されているが、未だに2,000億近くの有利子負債を抱えており、完全民営化の目途はたつておらず、現時点で具体的な検討もされていないことから、少なくとも現行期間の延長は必要である。</p>		
	ページ	25-1	

本要望に 対応する 縮減案	—
ページ	25-2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策評価体系における本要望の位置付け 国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月) 政策目標 6 …「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標 24 …「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p> <p>【新関空会社及び土地保有会社関連】</p> <p>① 第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) ・関西国際空港・大阪国際空港について、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションの実現により、関西国際空港債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大等を図る。</p> <p>② 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年法律第54号)(抄) 第1条《この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。》</p> <p>【中部会社関連】</p> <p>①第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) ・中部国際空港については、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を平成28年度末の供用開始に向け実施し、機能強化を図る。 ・中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、中部地域へのインバウンド増進を図る昇龍道プロジェクトの一層の推進など、地域と一体となった需要開拓や受入環境整備を推進するとともに、航空貨物輸送の新たな需要等に対応した空港施設の拡充等を推進する。</p> <p>②未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋) ・中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。</p> <p>③ 観光ビジョン実現プログラム2018(平成30年6月12日観光立国閣僚推進会議にて決定) ・中部空港については、LCCの増便・新規就航に対応するためLCC専用ターミナル(2019年上期供用開始予定)の整備を進める。</p>	
	政策の達成目標	<p>○新関空会社及び土地保有会社 平成28年度より実施しているコンセッションを着実に推進し、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	○5年間延長を要望(平成31年度～平成35年度)	
	同上の期間中の達成目標	<p>○新関空会社及び土地保有会社 平成28年度より実施しているコンセッションを着実に推進し、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>	
		ページ	25-3

	政策目標の達成状況	<p>○新関空会社及び土地保有会社 平成28年度よりコンセッションが実現している。また、本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社において適正な事業税負担とされ、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られており、今後も平成71年度中の債務の完済に向け、引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p> <p>○中部会社 本措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p>																								
有効性	要望の措置の適用見込み	平成16年度に措置を講じて以降、毎年度適用されており、今後も適用が見込まれる。																								
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を支援し、関空の我が国の国際拠点空港としての機能再生・強化を図る。</p> <p>○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p>																								
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○新関空会社及び土地保有会社 国 税：・土地保有会社の関西国際空港整備準備金に係る損金算入 ・関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価に係る課税の特例 地方税：・新関空会社及び土地保有会社の業務用不動産の取得に係る非課税 ・新関空会社及び土地保有会社の業務用固定資産に係る課税標準の軽減措置</p> <p>○中部会社 国 税：・中部国際空港整備準備金に係る損金算入 地方税：・中部会社の業務用不動産の取得に係る非課税 ・中部会社の業務用固定資産に係る課税標準の軽減措置</p>																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<table border="0"> <tr> <td>○新関空会社 (平成29年度末現在)</td> <td>○中部会社 (平成29年度末現在)</td> </tr> <tr> <td>平成30年度予算措置額</td> <td>平成30年度予算措置額</td> </tr> <tr> <td>政府保証債 201億円</td> <td>政府保証債 307億円</td> </tr> <tr> <td>政府出資額 5,530億円</td> <td>政府出資額 837億円</td> </tr> </table>	○新関空会社 (平成29年度末現在)	○中部会社 (平成29年度末現在)	平成30年度予算措置額	平成30年度予算措置額	政府保証債 201億円	政府保証債 307億円	政府出資額 5,530億円	政府出資額 837億円																
	○新関空会社 (平成29年度末現在)	○中部会社 (平成29年度末現在)																								
平成30年度予算措置額	平成30年度予算措置額																									
政府保証債 201億円	政府保証債 307億円																									
政府出資額 5,530億円	政府出資額 837億円																									
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の政府保証債等による、資金調達の際の信用力の補完等により、会社の安定的な運営の確保を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。																									
	要望の措置の妥当性	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質が健全化され、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。それにより関空の我が国の国際拠点空港としての機能再生・強化に資することから、本特例措置は妥当である。</p> <p>○中部会社 中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。 このため、本特例措置により、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。 よって、本特例措置は妥当である。</p>																								
税負担軽減措置等の適用実績	<p>本税制特例措置適用実績 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免額</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>464(3)</td> <td>464(3)</td> <td>696(3)</td> <td>1,161(3)</td> <td>1,161(3)</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>548(1)</td> <td>548(1)</td> <td>822(1)</td> <td>1,370(1)</td> <td>1,370(1)</td> </tr> <tr> <td>中部会社</td> <td>115(2)</td> <td>115(2)</td> <td>172(2)</td> <td>285(2)</td> <td>285(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は、適用件数。</p>		減免額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	新関空会社	464(3)	464(3)	696(3)	1,161(3)	1,161(3)	土地保有会社	548(1)	548(1)	822(1)	1,370(1)	1,370(1)	中部会社	115(2)	115(2)	172(2)	285(2)	285(2)
減免額	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																					
新関空会社	464(3)	464(3)	696(3)	1,161(3)	1,161(3)																					
土地保有会社	548(1)	548(1)	822(1)	1,370(1)	1,370(1)																					
中部会社	115(2)	115(2)	172(2)	285(2)	285(2)																					

<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>○新関空会社及び土地保有会社 課税標準（資本金等の額） 1,140,225,467千円（平成28年度）</p> <p>○中部会社 課税標準（資本金等の額） 55,778,667千円（平成28年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p> <p>○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○新関空会社及び土地保有会社 平成28年度よりコンセッションが実現している。また、本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社において適正な事業税負担とされ、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られており、今後も平成71年度中の債務の完済に向け、引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p> <p>○中部会社 本特例措置による税負担の軽減等によって、中部空港の円滑な整備の促進及び安定的な運営の確保を進めているところ。 今後においても、同空港に係る財務体質の健全化を支援し、国際競争力・航空ネットワークの強化へ向け、引き続き税制特例による支援が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【関空】 創設：平成16年度（5年間） ※軽減率5/6 延長：平成21年度（5年間） ※軽減率5/6 拡充：平成24年度（2年間） ※関空・伊丹の経営統合に伴い、新関空会社及び土地保有会社の2社について軽減率5/6 延長：平成26年度（5年間） ※軽減率5/6</p> <p>【中部】 創設：平成16年度（5年間） ※軽減率2/3 延長：平成21年度（5年間） ※軽減率2/3 延長：平成26年度（5年間） ※軽減率2/3</p>